

河合町の行財政改革に関する提言

令和3年1月

河合町行財政改革検討会議

【目 次】

まえがき	1
1. 子育て世帯転入促進策の実施	1
2. ふるさと納税の推進	1
3. 老人福祉センターの賃貸	1
4. 公共施設使用料の減免の全面廃止	2
5. 町有地の処分	2
6. イベントの見直し	2
7. 各種団体補助金の見直し	2
8. 給与の削減	2
9. 事務の見直し（物品関連）	3
10. 事務の見直し（印刷関連）	3
11. 総合福社会館の休館または民間等への賃貸若しくは売却	3
12. 町民体育館・北体育館の在り方検討	3
13. 町民プールの廃止	3
14. 文化会館の休館若しくは広域化	3
15. 集会施設、高齢福祉施設の集約化	3
16. 契約業務の集約化	4
17. 庁内連携及び情報発信体制の強化	4
河合町行財政改革検討会議の開催状況	5

提 言

河合町長 清原和人 殿

河合町では、平成16年度に財政健全化計画を策定し、平成28年度の改訂を経て行財政の健全化に取り組んでいるところですが、令和元年度決算では経常収支比率など4つの財政指標において県内市町村のワースト5位以内に入るなど、財政状況の逼迫した状態が続いておりより一層の健全化が必要です。

河合町行財政改革検討会議では、河合町が「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」として在り続けるために「今やるべき事」、「今後やるべき事」について中堅、若手職員の代表者を中心に12回に亘り協議を重ねてまいりました。その協議結果として下記17項目を提言します。

1. 子育て世帯転入促進策の実施

「河合愛AI構想」に掲げられている子育て環境に関する施策として、子育て世帯の転入を促進する新規事業を実施すること。一時的な町負担は発生するが、国からの補助金や当該対象者の税金により数年で回収できるだけでなく、長期的な財源の確保と空家の有効活用が期待できる。

また、現在実施している「すこやか育児サポート」事業を今後も継続すること。

2. ふるさと納税の推進

ふるさと納税の返礼品に草刈りや空家掃除などの生活サービスに関するものを追加し、行政課題の一つである空家や空地の管理不全の解決策の一翼とすること。これにより町外に居住する地権者に対して整備・清掃等を促進することができる。

また、寄附金の用途を「緑の保全」や「教育設備の充実」など具体的に提示してその成果をホームページ等で公表し、「見える化」すること。これにより近年制度緩和で活発になっている企業版ふるさと納税についても地縁の深い企業に対し積極的にアピールできる。

3. 老人福祉センターの賃貸

馬見丘陵公園の玄関口に位置する古民家としての魅力を備える老人福祉センターの新耐震基準化及びリノベーションを行った上で、セミナーハウスの例に習い民間に賃貸すること。

4. 公共施設使用料の減免の全面廃止

受益者負担の観点から子ども等が関係する利用であっても使用料を満額徴収し、徴収した使用料は当該公共施設の整備費に充当して利用者に還元すること。

5. 町有地の処分

町有地の処分は町財政をスリム化するうえで最も重要であると考えられることから都市計画法や町の都市計画等と整合性を図り、利活用するものとししないものにリスト化すること。

なお、利活用するものについては、賃貸など具体的な利活用方法を提示すること。利活用しないものについてはすべて処分するという方針を打ち出した上で、買い手にとって利用しやすい土地に転換するとともに地域住民の住環境に及ぼす影響やそれに伴うコストの算出などの課題を詳細に見える化して処分するための戦略を立てること。

6. イベントの見直し

町内イベントには日程の近いものや他と性質の類似しているものが多く、多大な事業費と人的負担を要している。実施主体やニーズに即したイベントであるか再度内容を精査して廃止若しくは「集約化」すること。

また、近隣市町村で同様のイベントが行われている場合は、合同開催による「広域化」に向けて協議、調整すること。

なお、町職員の応援に対する人件費や事故等に係る保険などを各種団体と明確に取り決めること。

7. 各種団体補助金の見直し

各種団体の活動は町の発展に必要であるが、現在の町財政において、補助金の削減・見直しはやむをえない。ただし、補助金には講演料など削減出来ないものも含まれていることから一律にカットすることは避け、各種団体との折衝を行うことになる担当課の対応にばらつきが生じることの無いように、町行政への貢献内容、補助対象経費、補助金の審査体制など補助の必要性や交付基準を厳格に明記した指針を提示して、平等性と適切な管理・運用に努めること。

8. 給与の削減

職員給与の削減については、現在の厳しい財政状況を受け、収支の改善を図るための緊急措置として実施されているものである。このような措置は本来臨時特例のものであり、削減措置のない給与制度や給与水準が適正なものであると考えられるため、財政健全化計画が進捗し、収支の改善が認められる場合は、速やかに停止すること。

また、削減された給与がどのような予算に充当されているのかを明らかにすること。

9. 事務の見直し（物品関連）

各課が個別に購入している消耗品と封筒を一元管理化し、また入札を行うことで購入単価の引き下げによる経費削減を図ること。

また、他市町村が既に導入している広告掲載型の無料封筒を採用して封筒発行に掛かる経費削減を図ること。

10. 事務の見直し（印刷関連）

本庁舎で使用されている再生紙は、努力義務であるグリーン購入法の取組であると考えられるが、上質で安価な高白色紙に変更すること。

また、各課で管理しているカラープリンターのインク代とリース料・コピーカウント料とを比較検証する必要があるが、LGWAN以外の回線から出力できるカラーコピー機を設置して現場写真等の印刷が多い部署の業務効率化を図ること。

11. 総合福祉会館の休館または民間等への賃貸若しくは売却

多額の維持管理費が掛かっている現状と、休止している3階の浴場の復旧に掛かる経費及び復旧後のランニングコストを検証し、抜本的な経費削減策が見出せない場合は、一時的又は恒久的に休館すること。または馬見丘陵公園に併設している利点を活かして民間等へ賃貸若しくは売却すること。

12. 町立体育館・北体育館の在り方検討

町立体育館の新耐震基準化や北体育館の利活用を検証し、抜本的な経費削減策が見出せない場合は2カ所にある体育館を閉館もしくは新耐震基準を満たしている第三小学校跡地へ機能移転すること。

13. 町民プールの廃止

維持管理費や利用者数、建築当時からの生活環境の変化などを検証のうえで施設を廃止し、県営プールの利用券を配布するなど代替えの住民サービスを実施すること。

14. 文化会館の休館若しくは広域化

多額の維持管理費が掛かっている現状を鑑みて大ホールの有効活用や抜本的な経費削減策が見出せない場合は、一時的又は恒久的に休館すること。

また、奈良モデルによる近隣市町村との広域化を図り、会館機能と図書館機能のどちらかに特化することで内容の充実した施設にすること。

15. 集会施設、高齢福祉施設の集約化

各自治会に集会施設や高齢福祉施設が複数ある場合は、それらの施設を集約化して維持管理費を削減すること。

1 6. 契約業務の集約化

類似する契約業務について、まず部局単位で抽出と集約化の可否を検討すること。

また、発注及び契約業務の専門部署を設置して一元管理の上、契約料の削減を図ること。

1 7. 庁内連携及び情報発信体制の強化

部課長会議の会議録、プレスリリース、新聞記事などをグループウェアを活用して全職員が共有できる体制を整えること。

また、町の実施する様々な事業やイベントをより一層充実させるため、町内外の事業所及び住民に対して日常的に広報活動を行い外部拡散ルートを開拓すること。

各種計画の事業遂行には、計画を立案する部局と実施する部局とが密に連携を図り、計画の進捗管理や課題解決に取り組み、結果の検証を行うこと。

以上

河合町行財政改革検討会議の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	令和 2 年 7 月 2 日	・ 会議の目的、運営方法等について
第 2 回	令和 2 年 7 月 1 6 日	・ 財政健全化計画について
第 3 回	令和 2 年 7 月 3 0 日	・ 町主催イベント等について ・ 各種団体補助金について
第 4 回	令和 2 年 8 月 2 1 日	・ 公共施設の管理運営について
第 5 回	令和 2 年 9 月 1 0 日	・ 転入促進及び自主財源確保策について ・ その他新たな項目の提案について
第 6 回	令和 2 年 9 月 2 3 日	・ 中間検証
第 7 回	令和 2 年 1 0 月 8 日	・ 人件費について ・ 中間検証資料のまとめ、考察
第 8 回	令和 2 年 1 0 月 2 2 日	・ 転入促進施策立案 ・ 提言フォーマットの検討
第 9 回	令和 2 年 1 1 月 1 2 日	・ 提言フォーマットの検討
第 1 0 回	令和 2 年 1 1 月 2 6 日	・ 提言書の検討
第 1 1 回	令和 2 年 1 2 月 1 0 日	・ 提言に向けた最終調整
第 1 2 回	令和 2 年 1 2 月 2 4 日	・ 提言に向けた最終調整